

### 3 源 泉 所 得 税

統計表を見る方のために

#### 1 利用上の注意

この章は、平成20年分の源泉所得税課税状況及び民間給与実態統計調査結果（抜粋）から成っている。課税状況は全数調査又は標本調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捕らえたものである。民間給与実態統計調査は、給与所得者（民間企業に属する者に限る。）の規模別、業種別、給与階級別等に人員、給与、税額を明らかにしたものである。この調査は標本調査の方法で調査、集計したものであるため、前半の課税状況の関連数値とは若干の差がある。

#### 2 源泉徴収税率（平成20年分）

(1) 利子所得（源泉分離）	.....	15%
(2) 配当所得		

	平成15年1月～3月	平成15年4月～12月	平成16年1月～18年4月	平成18年5月～20年12月	平成21年1月～23年12月
上場株式の配当等（個人の大口株主を除く）	総合課税				総合課税と申告分離課税の選択適用
源泉徴収税率	20%	10%		7%（注）	
確定申告不要制度	1銘柄当たり1回5万円（年1回10万円）以下			上限なし	
35%源泉分離選択課税	1銘柄当たり1回25万円（年1回50万円） 未満かつ発行済株式総数の5%未満			制度廃止	
上場株式の配当等（個人の大口株主） 未上場株式等の配当等	総合課税				総合課税と申告分離課税の選択適用
源泉徴収税率	20%				
確定申告不要制度	1銘柄当たり1回5万円（年1回10万円）以下	1回に支払う金額が、10万円に配当計算期間の月数（最高12か月）を乗じてこれを12で除して計算した金額以下			
35%源泉分離選択課税	1銘柄当たり1回25万円（年1回50万円） 未満かつ発行済株式総数の5%未満	制度廃止			
投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配	源泉分離課税		総合課税	総合課税と申告分離課税の選択適用	
源泉徴収税率	15%		7%（注）		
確定申告不要制度	対象外		適用（上限なし）		

（注）居住者の場合は他に住民税3%の特別徴収が必要です。

(3) 割引債の償還差益（源泉分離）	.....	18%（又は16%）
(4) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等	.....	7%
(5) 給与所得	「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額	（略）
(6) 退職所得	イ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合 ロ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合	「退職所得の源泉徴収税額の速算表」 （略） 20%
(7) 報酬・料金等	イ 居住者に対して支払われるもの	
	（イ）原稿料等（所得税法第204条1項1号） 弁護士、税理士等（同条1項2号） 職業野球選手、騎手等（同条1項4号） 芸能等についての出演、演出等（同条1項5号） 契約金（同条1項7号）	1回の支払金額 100万円までの部分 ..... 10% " 100万円超の部分 ..... 20%
	（ロ）司法書士、土地家屋調査士、海事代理士（同条1項2号） 職業拳闘家（同条1項4号） 外交員、集金人、電力量計の検針人（同条1項4号） バー、キャバレーのホステス等（同条1項6号、措置法第41条の20号） 広告宣伝の賞金（同条1項8号）	= 1回の支払金額 1万円超 = 1回の支払金額 5万円超 = 月中の支払金額 12万円超 = (5千円×計算期間の日数) を超える額 = 1回の支払金額 50万円超
	（ハ）診療報酬（同条1項3号）=月分の支払金額20万円超 (ニ) 公的年金等（所得税法第203条の2）=（（公的年金等の支給額）-（控除額）） A「扶養親族等申告書」を提出した場合 ..... 5% B「扶養親族等申告書」を提出しなかった場合 ..... 10%	10% 10%
	（ホ）生命保険契約等に基づく年金（所得税法第207条） 内国法人に対して支払われるもの ・馬主に支払われる競馬の賞金（所得税法第174条第10号） = (賞金の額の20%+60万円) を超える部分	（支払う年金の額-その年金の額に対応する保険料又は掛金の額）で25万円以上のもの ..... 10% 10%